

障害のある人の雇用及び保護観察対象者等の就労支援

に関する主観点項目の評価について

長浜市建設工事等競争入札参加者における格付基準の主観点項目に、障害のある人の雇用及び保護観察対象者等の就労支援に関する項目を追加します。

【障害のある人の雇用】

1. 加算要件

○審査基準日（1月1日）において、対象条件を満たす下記に示す障害のある人を雇用している場合に加算します。

- ① 障害者を1人雇用している場合に3点を加算します。
- ② 障害者を2人以上雇用している場合に6点を加算します。

※障害者とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」の第2条第2号から第6号に規定する方です。（具体的には下記のとおりです。）

「身体障害者」・・・身体障害者手帳の等級が3級から6級の方

「知的障害者」・・・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターにより知的障害者と判定された方

「精神障害者」・・・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

「重度身体障害者」・・・身体障害者手帳の等級が1級または2級の方

「重度知的障害者」・・・次のいずれかに該当する方

- ・療育手帳の程度が「A」の方
- ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医により療育手帳の程度「A」に相当との判定を受けている方
- ・障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された方

2. 提出書類

○様式第1号「障害者雇用状況届」を入札参加資格審査受付時に提出してください。

3. 提示書類

○対象となる障害のある人から、障害者手帳等に記載の情報の利用にかかる同意書を受け、受付・審査の際に下記書類を提示してください。

- ① 障害者であることが確認できる書類
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等
 - ・同意書（障害者手帳等の情報の利用にかかる本人の同意 *参考例のとおり）
- ② 障害のある人の雇用を確認できる書類
 - ・雇用保険被保険者証または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
 - ・賃金台帳、源泉徴収簿
 - ・出勤簿、タイムカード

※対象労働者へのプライバシーの配慮について

障害者雇用状況届の作成にかかる障害のある人の把握および確認にあたっては、厚生労働省策定の「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/>) により適正に対応してください。特に下記については「どのようなことがあっても行ってはならない」事項ですので注意願います。

- ・利用目的の達成に必要な情報の取得は行ってはならない。
- ・労働者本人の意思に反して、障害者である旨の申告または手帳の取得を強要してはならない。
- ・障害者である旨の申告または手帳の取得を拒んだことにより解雇その他の不利益な扱いをしてはならない。
- ・正当な理由なく特定の個人を名指しして情報収集の対象としてはならない。
- ・産業医等医療関係者や企業において健康情報を取り扱う者は、届出書類の作成から労働者の障害に関する問い合わせを受けた場合、本人の同意を得ずに情報の提供を行ってはならない。

【保護観察対象者等の就労支援】

1. 加算要件

○下記の要件に該当する場合に加算します。

① 協力雇用主登録

- ・審査基準日（1月1日）において、大津保護観察所に協力雇用主として登録している場合に5点を加算します。

② 直接雇用

- ・審査基準日（1月1日）から過去2年間において保護観察対象者等を3ヶ月以上雇用している場合に5点を加算します。

2. 提出書類

○下記の書類を入札参加資格審査受付時に提出ください。

① 協力雇用主登録

- ・登録証（大津保護観察所長印が押印されているもの）の写し又は、登録証が発行されていない方は様式第2号「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」原本（大津保護観察所の証明済みのもの）を提出してください。

② 直接雇用

- ・様式第2号「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」原本（大津保護観察所の証明済みのもの）を提出してください。

※保護観察対象者等とは、更生保護法第48条に規定する保護観察中の方、婦人補導院を仮退院された方および同法第85条および第86条に規定する更生緊急保護の申出があった方をいいます。

本制度において証明が可能な保護観察対象者等は、雇用期間の全部もしくは一部において保護観察を受けていた方又は更生緊急保護の申出をした方であって、雇用期間の全部もしくは一部が身体の拘束を解かれた後1年を超えない期間にある方です。